

平成22年11月15日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年10月29日から平成22年11月4日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/11/15)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年10月29日～11月4日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	1	0	0	0	0	1
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	1	0	0	0	1
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	19	33	0	0	0	52
職業安定局	206	55	24	1	0	286
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	3	4	0	0	0	7
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	0	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	230	93	24	1	0	348

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	63
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	217
法令遵守違反に関するもの	5
その他	63

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課労働紛争処理業務室
照会先	室長補佐 橋本 和隆 (内線:7737) 労働紛争係長 本田 真由美 (内線:7738)

平成22年10月29日～11月4日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	個別労働紛争解決制度に係る「あっせん」について、被申請人に対する参加の強制や、あっせん委員による解決案等の受託を仲裁等のように強制力を持たせるようにしてほしい。		当該制度の趣旨について説明を行い、貴重なご意見として承りました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年10月29日～11月4日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>[九州厚生局]</p> <p>(医療機関の医師からのご意見) 厚生労働省は医薬分業を推進しているが、うまく機能していないため、制度の見直しを検討すべき。医師が処方箋を発行しても、薬局に薬が置いてないことがあり、厚生労働省の認可した薬を国民が使用出来ない状況が発生している。 また、医薬分業の趣旨が一般の方にきちんと周知されていないため、院内処方を行わないことについて、医療機関側の理由によるものと思われ、患者からクレームを受ける。医薬分業を推進していくのであれば、一般の方への周知について、もっと徹底すべき。</p>		貴重なご意見として拝聴いたしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年10月29日～11月4日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	19 件	33 件	0 件	0 件	0 件	52 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	11 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	26 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	14 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	監督するのは構わないが、事前に日程調整してから監督に来るのが常識ではないか。担当者もいろいろ予定があるので、突然来られても十分な対応ができないし、その日の仕事が遅れる。		事業場の臨検監督については、法定労働条件の履行確保のために、事業場のありのままの姿を確認させていただく必要があるため、予告なく実施していることを説明し、御理解を求めました。
2	休業手当や解雇予告手当は、労働者のみをかばう内容で、事業主の都合や事情を一切考えていない。		休業手当、解雇予告手当の趣旨や内容等を説明し、御理解を求めました。
3	監督署に夫の賃金不払残業事案について相談したが、本人ではないということもあり、相談を十分聞いてもらえなかったような気がするがこのような場合もきちんと対応してもらえるのか。		監督署では御本人以外の方からの相談でもお話を伺い、法令違反が疑われる場合には、事業場に対する監督・指導を行っていることなどを説明し、御理解いただきました。
4	突然監督に来られ、労働時間管理を実施するよう指導を受けた。なぜ私の会社だけ指導するのか。他に法違反を行っている会社は山ほどあり、そちらにも監督指導すべきだ。		監督署では、各種情報等から法定労働条件の履行確保上の問題があると考えられる事業場に対して、優先度などを勘案して監督指導を実施していること、労働基準法違反の疑いのある会社があれば、情報提供を願いたいことなどについて御説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	現在の最低賃金は低すぎる。早急に全国一律時間給1000円となるよう制度を変えてほしい。		最低賃金は、地域における労働者の生計費、賃金及び支払能力等を勘案して地方最低賃金審議会の審議を経て、決定されるものであること、政府としても最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
6	健診機関に巡回健診を申し込んだ際、日程等当社の希望に添ってないため断われた。 うちの会社に巡回健診を行ってもらえるよう労働局から言ってくれないか。		労働局からは、健診機関に対して巡回健診を行うよう依頼はできないため、他の巡回健診実施機関を御案内し、各健診機関に問い合わせ調整していただくよう御説明いたしました。
7	労災年金定期報告書の住所確認用書類(住民票)について、昨年度も同様の書類を提出していて、今年も変更がないので提出を省略できないか。		労災年金を適正に支払うための確認として、法令により年1回定期報告書を提出してもらっていること、これには住所の確認できる住民票等を添付していただく必要があることなどを説明し、御理解をいただきました。
8	労災保険の休業補償給付には支給期間の定めがないと聞いた。健康保険の傷病手当金は1年6か月が限度なのに、何故か。 期間の制限を設けるべきではないか。		業務上の負傷又は疾病により労働不能となり、事業場から賃金を受けていないという要件を満たす期間中は、休業補償給付の支給対象となることなどについて説明し、御理解いただきました。
9	労働保険に加入していない事業場が少なからずある。保険加入を徹底してほしい。		労働保険適用強化期間を定めて集中的に加入勧奨を実施するなど、未手続事業場の解消に努めていることを説明し、御理解を求めました。
10	労働保険料の納付書の郵送があったが、支払期日が印刷されていないため、いつまでに支払えばよいのか分からない。期日を記入して送付して欲しい。		送付している封筒の裏面に各期の法定納期が印刷されているので、参考にしていただきたい旨を説明し、御理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年10月29日～11月4日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 杉田 浩(内線5654) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	206件	55件	24件	1件	0件	286件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	48件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	187件
	法令遵守違反に関するもの	4件
	その他	47件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	ハローワークに仕事を紹介してもらうため来所したが、待ち時間が長い。		待ち時間の短縮を図るため、相談窓口数の増設や専門窓口を作るなどの対応をしています。当該ハローワークにおける待ち時間については改善してきているものの、依然として長いとの意見が寄せられておりますので、今後とも待ち時間を短くするため、利用者サービスの向上の取組みを進めていく旨ご説明いたしました。
3	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善してほしい。さらに性別も記入していただきたい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しております。 また、男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
6	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善してほしい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
7	ハローワークに設置されている求人検索装置が更新されたことにより、求人検索時の操作方法が変更となったが、変更後の操作方法をしっかりと周知するべきだ。		全国のハローワークに設置されている求人検索装置については、順次更新をしているところです。新しい求人検索装置を設置したハローワークには操作指導員を配置する等しております。操作方法がわからない場合は、操作指導員又は職員にお声がけいただければ、操作方法をご案内する旨ご説明し、ご理解をいただきました。
8	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	ハローワークの開庁時間を延長してほしい。		開庁時間を延長しているハローワークと、土曜日に開庁をしているハローワークをご案内するとともに、インターネットにて、終日求人検索等が可能な、「ハローワークインターネットサービス」「しごと情報ネット」等をご案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年10月29日～11月4日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	4件	0件	0件	0件	7件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	助成金の時限措置が平成23年度までということをHPで確認したが、具体的にいつまでにどういう要件を満たしていれば申請できるのかという記載がないのは不親切ではないか。		現時点での要件について説明をするとともに、貴重なご意見として承りました。
2	パパママ育休プラス等あらましパンフの例示が分かりにくい。育介法の条文が難解で、制度改正の根拠として社内に示そうとしても困難である。		貴重なご意見として承りました。
3	厚生労働省HPの改正育介法の規定例を見たところ、参照すべき頁の引用が適切ではない。資料は正確に作成して欲しい。		参照すべき頁を説明するとともに、貴重なご意見として承りました。
4	何度も問い合わせをしているが、育介規定例p8第3条第2項の意味がよくわからない。誰がみてもわかるような規定例を作成してもらいたい。		制度について説明し、ご理解をいただきました。規定例の作成については、貴重なご意見として承りました。
5	(男性であることを理由に求人の応募を断られたことについて)均等法ができて20年以上たつのにこのような差別を受けるのは、均等法に罰則が無いからである。罰則を設けるべきである。		このような場合については、企業に対して均等法に基づく是正指導を行う旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	法律等の制度の改正があった場合に、中小企業まで改正内容の周知が行き渡っていないのではないか。		引き続き制度改正等の周知徹底に努めていくことを説明し、ご理解を得ました。また、本省の人事担当者メールマガジンへの登録を勧めました。
7	労働局が窓口の各種助成金について、類似した添付書類を省略することはできないか。		助成金ごとに審査するため、それぞれ書類が必要となることを説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成22年10月29日～11月4日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>医療費の自己負担額が一定額以上になった場合に払い戻しが行われる高額療養費制度は、入院と外来は、別とされており、たとえ合算して高額療養費制度の対象となる自己負担額であったとしても、それぞれが基準額2万1千円を超えないと合算することができない。</p> <p>そのため、一つの疾病にて、同一月、同一医療機関、同一の主治医で治療を受けている場合であっても入院と外来で区別があることから高額療養費制度の対象とならない場合がある。</p> <p>どう考えても不合理なので、同一医療機関の同一月の治療費については、計算対象となるよう改善して欲しい。</p>		<p>現行制度について説明したうえで、ご意見については、「国民の皆様の声」として厚生労働本省に報告を行う旨を説明し、了解を得ました。</p>
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。